## ⑤ 特設無料人権相談を開設します

問 社会福祉課(内線 157)

日頃の生活の中で起こる人権に関わる困りごとを解決に導くための相談です。

相談は、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が担当します。相談内容についての秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで実施します。また、感染状況により中止する ことがあります。

## 【弁護士相談について】

午後1時から弁護士も相談に応じます。相談時間は1件30分以内です。相談される方は、午前の部で人権擁護委員と内容を整理したうえでご相談ください。

**日時** 10 月 5 日 (火) 午前 10 時~午後 3 時 最終受付:午後 2 時 30 分

場所 市民センターいわま(笠間市下郷 5140)

## ⑥ 生活困窮者自立支援金の申請受付期間が延長されました

申·問 笠間市社会福祉協議会(笠間市美原 3-2-11) Tel 0296-77-0730

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の申請期限が、3か月間延長となりましたのでお知らせします。

支給要件	変更前	総合支援資金再貸付を借り終えた世帯(または8月までに借り終わる世帯)
(一部)	変更後	総合支援資金再貸付を借り終えた世帯(または11月までに借り終わる世帯)
rh =± ₩079	変更前	8月31日 (火)
申請期限	変更後	11月30日(火)

申請方法 必ず事前に電話で予約をしてから、窓口で直接お申し込みください。

## ⑦ 業務改善助成金をご活用ください

間 業務改善助成金コールセンター Tel 03-6388-6155

「業務改善助成金」は、事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、生産性を向上するための設備 投資などを行う中小企業・小規模事業者の皆さんにその設備投資などに要した費用の一部を助 成しています。

新型コロナウィルス感染症の影響を鑑み、8月より「業務改善助成金」の内容を拡充しました。 対象人数の拡大・助成上限額の引き上げやコースの新設、同一年度内の複数回申請を可能にし、 さらにはコロナ禍により売上等が一定減少した事業主に対する設備投資の範囲の拡充を行ってい ます。事業場内最低賃金の引上げを検討している場合は本助成金をご活用ください。

詳しくは業務改善助成金コールセンターにお問い合わせください。

敬老事業の内容が変わります。

- ・各地区での敬老祝賀会・記念品配布を行いません。
- ・記念品贈呈の対象年齢や内容、及び敬老祝賀会事業交付金の 内容を変更します。

詳しくは、広報かさま8月号をご覧ください。